高知大学総合研究センター規則

平成 17 年 7 月 1 日 規 則 第 603 号

最終改正 令和5年3月28日規則第132号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人高知大学組織規則第27条第2項の規定に基づき、高知 大学総合研究センター(以下「センター」という。)における組織及び運営に関し必要な 事項を定める。

(目的)

第2条 センターは、高知大学における研究・教育の進展に寄与するとともに、センターの有する人的資源、施設及び設備等を活かし、全学的な重点研究等への支援強化を図り、個性豊かな地域の大学の創造に資することを目的とする。

(組織)

- 第3条 センターに、運営戦略室、海洋部門及び生命・機能物質部門を置く。
- 2 運営戦略室は、次の教職員で組織する。
 - (1) センター長
 - (2) 海洋部門長及び生命・機能物質部門長
 - (3) 高知大学海洋コア国際研究所長
 - (4) 研究国際部長
 - (5) その他センター長が必要と認めた者
- 3 海洋部門は、専任担当を命じられた教員(以下「専任担当教員」という。)・兼務教員・ 技術職員で組織する。
- 4 生命・機能物質部門は、専任担当教員・兼務教員・技術職員で組織する。 (部門管理運営委員会)
- 第4条 センターの円滑な運営及び連絡・調整に資すため、各部門に利用者の意見・要望 を聴取する部門管理運営委員会を置く。
- 2 部門管理運営委員会については、別に定める。

(業務)

- 第5条 センターは、役員会の意を受け、次の各号に掲げる業務を行う。
 - (1) 海洋部門

- ア海洋生物の生物学的研究及び教育に関すること。
- イ 環境と生物生態の連関研究及び教育に関すること。
- ウ 海洋科学と生命科学の関連研究及び教育に関すること。
- エ 海洋生物の有用化学物質の地域、産学、国際研究に関すること。
- オ 海洋生物の分子・細胞生物学の地域、産学、国際研究に関すること。
- カ海洋流域圏の人類社会学的な国際研究に関すること。
- キ 研究機器、設備の維持管理及び提供に関すること。
- クーその他海洋に関すること。

(2) 生命・機能物質部門

- ア 生体機能解析実験技術と安全管理に関する教育・訓練に関すること。
- イ 生体機能解析研究の実施及び支援に関すること。
- ウ 生体機能解析研究に関する啓発活動及び地域社会への貢献に関すること。
- エ 生体機能解析実験のための機器・設備の維持管理及び提供に関すること。
- オ 放射線業務従事者に対する教育及び訓練に関すること。
- カ 放射性同位元素を用いる実験のための設備の維持管理及び提供に関すること。
- キ 遺伝子組換え実験技術と安全に関する教育及び訓練に関すること。
- ク 遺伝子研究の実施及び支援に関すること。
- ケ 遺伝子研究に関する啓発活動及び地域社会への貢献に関すること。
- コ 遺伝子実験のための設備の維持管理及び提供に関すること。
- サ 動物実験取扱いに関する教育及び訓練に関すること。
- シ 実験動物開発等の研究の実施及び技術支援に関すること。
- ス 動物実験に関する啓発活動及び地域社会への貢献に関すること。
- セ 実験動物の適切な飼育管理及び動物実験のための機器・設備の提供に関すること。
- ソ 環境低負荷型の新素材開発に関する研究の実施及び支援に関すること。
- タ環境化学にかかわる教育に関すること。
- チ 環境化学研究に関する啓発活動及び地域社会への貢献に関すること。
- ツ 新素材開発・分析のための機器・設備の維持管理及び提供に関すること。
- テーその他生命・機能物質に関すること。

(職員)

第6条 センターに、次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 専任担当教員
- (3) 兼務教員
- (4) 技術職員
- (5) その他必要な職員
- 2 センターの教員人事については、センター長は、欠員補充の可否を学長に協議した上 で、高知大学センター連絡調整会議の議を経て、発議を行うものとする。

(センター長)

- 第7条 センター長は、センターの業務を掌理する。
- 2 センター長は、学長が指名する。
- 3 センター長の任期は、当分の間、学長が定める。 (副センター長)
- 第8条 センターに、必要に応じて副センター長を置くことができる。
- 2 副センター長は、センター長が指名する。

(部門長)

- 第9条 センターの各部門に、部門長を置く。
- 2 部門長は、センター長の職務を助け、部門の業務を統括する。
- 3 部門長は、本学の教員の中からセンター長が指名する。 (専任担当教員・兼務教員)
- 第 10 条 専任担当教員・兼務教員は、部門長の職務を助け、センターの業務を処理する。 (雑則)
- 第11条 この規則に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、別に定める。 附 則
 - この規則は、平成17年7月1日から施行する。

附 則 (平成18年7月12日規則第18号)

この規則は、平成18年7月12日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則 (平成 20 年 3 月 26 日規則第 127 号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月31日規則第124号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成 24年12月28日規則第50号) この規則は、平成25年1月1日から施行する。 附 則 (平成28年1月13日規則第55号) この規則は、平成28年2月1日から施行する。 附 則 (令和5年3月28日規則第132号) この規則は、令和5年4月1日から施行する。